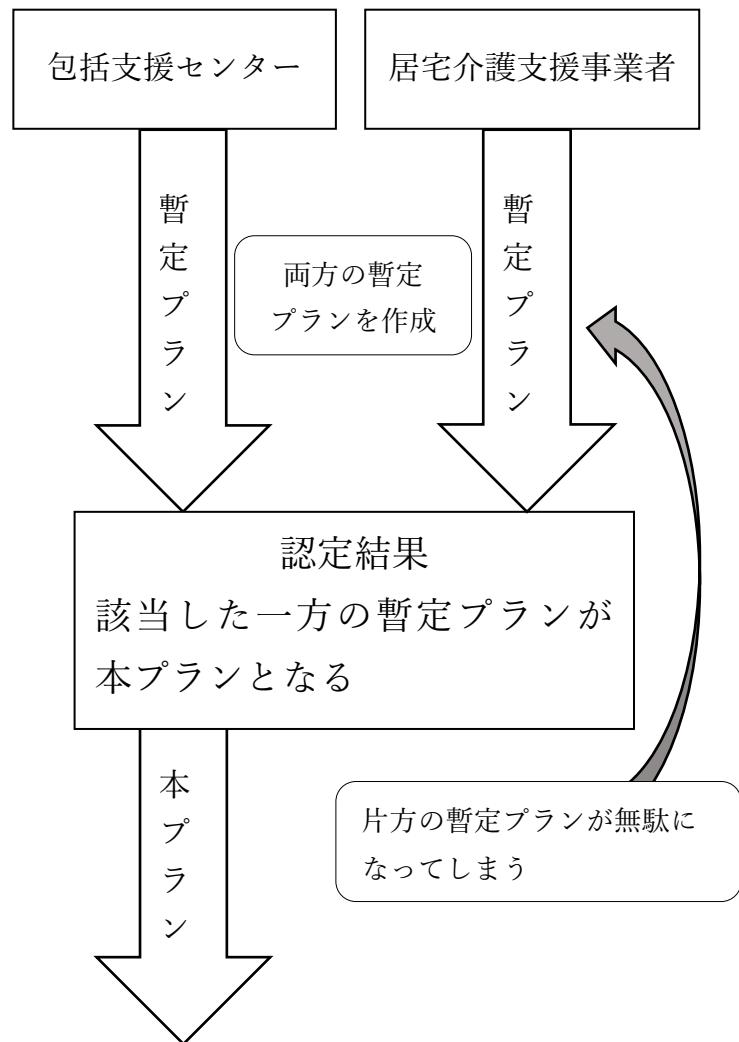
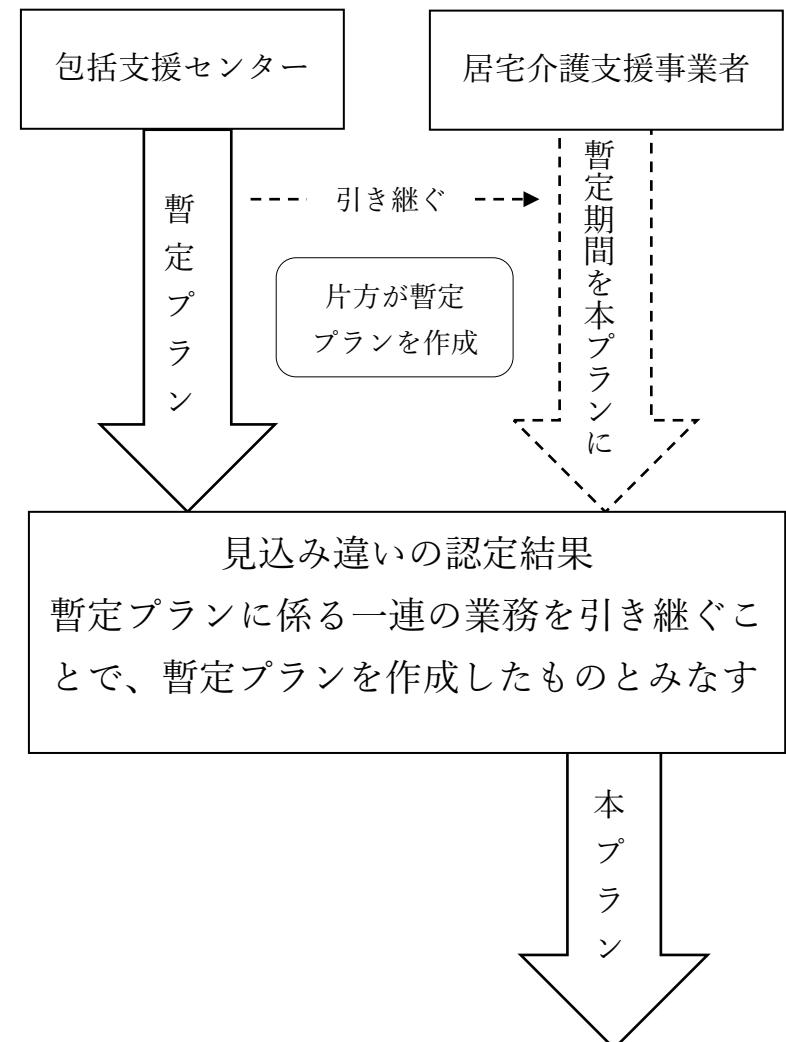


○ イメージ図（例：要支援を想定した申請）

【現 行】



【追加する取扱い】



【共通説明事項】

共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」

暫定プランのサービス担当者会議において、認定結果が見込みと異なった場合の介護区分に置き換えたサービス内容等も含めて協議し、同意を得ておく。

共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

認定結果が出た時点で、居宅介護支援事業者が引き継ぎを受けた場合は、暫定プランに係る一連の業務を引き継ぐことにより、その居宅介護支援事業者が暫定プランを作成したものとみなします。

○引継事項：基本情報、アセスメント、サービス担当者会議録（介護予防支援経過記録）、ケアプラン、その他引き継ぎ先が必要とするもの。

※該当があれば、軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）申請書類（この場合は引継ぎ先からの再度の申請は不要とします）

【注意】

ケースに応じて、「居宅介護支援事業者」を「地域包括支援センター」または「委託を受けた居宅介護支援事業者」、「介護予防居宅介護支援事業者」に適宜読み替えてください。

共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」

引き継ぎを受けた居宅介護支援事業者は、改めて一連の業務を行います。

アセスメントの結果、暫定プランのサービス担当者会議で同意を得たサービス内容に変更が無い場合や軽微な変更の場合は、サービス事業所への照会によるサービス担当者会議（会議録は必要）とすることもできます。なお、会議の開催を制限するものではありませんので、必要に応じて開催の判断をしてください。

【注意】

ケースに応じて、「居宅介護支援事業者」を「地域包括支援センター」または「委託を受けた居宅介護支援事業者」、「介護予防居宅介護支援事業者」に適宜読み替えてください。

※アセスメント 予防：基本チェックリスト等

介護：課題分析標準項目

1. 新規申請・区分変更申請時に「要支援」を想定したが、申請翌月に 「要介護」の結果が出た場合 【別表1参照】

《例》9月1日：申請日・暫定プラン開始日（見込：要支援）→ 10月15日：認定日
(結果：要介護) → 10月20日：本プラン同意日

■ケース① 【見込：要支援 → 結果：要介護】（結果が月をまたぐ場合）

◆地域包括支援センターから、暫定プランに係る一連の業務を居宅介護支援事業者が
引き継いだ場合。

(1) 居宅介護支援事業者への引き継ぎについて

- ・共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」
- ・共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

(2) 本プランの作成について

認定結果を受けたあと、引き継ぎを受けた居宅介護支援事業者が改めて一連の業
務を行い、本プランを作成します。

- ・ただし、共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」参照
- ・本プランの期間の開始日は、暫定プランの開始日を含める（例：9月1日）
- ・同意日は、実際に署名した日（例：10月20日）
- ・居宅届の開始日は、申請日・暫定プラン開始日（例：9月1日）
- ・利用者、サービス事業所へ本プランの交付

(3) 納付管理について

- ・引き継いだ居宅介護支援事業者が、暫定プランで位置付けられた予防サービスを
介護サービスに置き換えて納付管理票を作成し、国保連に伝送します。

(4) 請求について

- ・引き継ぎを受けた居宅介護支援事業者において、申請月に一連の業務を行ってい
ないため、申請月分の支援費及び初回加算は請求できません。
- ・認定結果を受けたあと（翌々月以降の認定結果も）、引き継ぎを受けた居宅介護支
援事業者が、改めて一連の業務を行った月から請求できることとします。
○請求対象外の月分についても、納付管理票は国保連へ伝送する必要があります。

■ケース② 【見込：要支援 → 結果：要介護】（結果が月をまたぐ場合）

◆地域包括支援センターから、暫定プランに係る一連の業務を居宅介護支援事業者が引き継いだ場合で、その居宅介護支援事業者が暫定プランのアセスメントやサービス担当者会議に参加し、包括と居宅が相互に連携をとっていた場合。

※日程調整等が難しい場合は、居宅のアセスメントが実施できなくても差し支えない。

(1) 居宅介護支援事業者への引き継ぎについて

- 暫定プランのサービス担当者会議に見込みが異なった場合に担当となる居宅介護支援事業者も参加する。
 - ・共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」
 - ・共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

(2) 本プランの作成について

認定結果を受けたあと、引き継ぎを受けた居宅介護支援事業者が改めて一連の業務を行い、本プランを作成します。

- ・ただし、暫定プラン時に居宅介護支援事業者としてのアセスメントを実施していた場合は、そのアセスメントを活用することができます。
- ・併せて、共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」参照
- ・暫定プランからの関わりを支援経過に記録する
- ・本プランの期間の開始日は、暫定プランの開始日を含める（例：9月1日）
- ・同意日は、実際に署名した日（例：10月20日）
- ・居宅届の開始日は、申請日・暫定プラン開始日（例：9月1日）
- ・利用者、サービス事業所へ本プランの交付

(3) 給付管理について

- ・引き継いだ居宅介護支援事業者が、暫定プランで位置付けられた予防サービスを介護サービスに置き換えて給付管理票を作成し、国保連に伝送します。

(4) 請求について

- ・暫定プランのサービス担当者会議に参加していることから、申請月から支援費及び初回加算を請求できることとします。

■ケース③ 【見込：要支援 → 結果：要介護】（結果が月をまたぐ場合）

◆地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者が暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が受け持つ場合。

（1）居宅介護支援事業者の引き継ぎについて

- ・共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」
- ・共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

（2）本プランの作成について

認定結果を受けたあと、引き続き受け持つ居宅介護支援事業者が改めて一連の業務を行い、本プランを作成します。

- ・ただし、共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」参照
- ・暫定プランからの関わりを支援経過に記録する
- ・本プランの期間の開始日は、暫定プランの開始日を含める（例：9月1日）
- ・同意日は、実際に署名した日（例：10月20日）
- ・居宅届の開始日は、申請日・暫定プラン開始日（例：9月1日）
- ・利用者、サービス事業所へ本プランの交付

（3）給付管理について

暫定プランで位置付けられた予防サービスを介護サービスに置き換えて給付管理票を作成し、国保連に伝送します。

（4）請求について

申請時から同じ居宅介護支援事業者が継続して一連の業務を行っていることから、申請月から支援費および初回加算を請求できることとします。

■ケース④ 【見込：要支援 → 結果：要介護】（結果が月をまたぐ場合）

◆介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が受け持つ場合。

※ケース③と同様です

2. 更新申請時に「要支援」を想定したが、更新前の認定有効期間中に結果が出ず、更新後の認定有効期間開始月に「要介護」の結果が出た場合 【別表2参照】

《例》 9月1日：更新後の有効期間開始日・暫定プラン開始日（見込：要支援）

→ 9月15日：認定日（結果：要介護） → 9月20日：本プラン同意日

■ケース⑤ 【見込：要支援 → 結果：要介護】

◆地域包括支援センターから暫定プランに係る一連の業務を居宅介護支援事業者が引き継ぎいだ場合。

（1）居宅介護支援事業者への引き継ぎについて

- ・共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」
- ・共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

（2）本プランの作成について

認定結果を受けたあと、引き継ぎを受けた居宅介護支援事業者が改めて一連の業務を行い、本プランを作成します。

- ・ただし、共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」参照
- ・本プランの期間の開始日は、暫定プランの開始日を含める（例：9月1日）
- ・同意日は、実際に署名した日（例：9月20日）
- ・居宅届の開始日は、更新後の有効期間開始日・暫定プラン開始日（例：9月1日）
- ・利用者、サービス事業所へ本プランの交付

（3）給付管理について

- ・引き継いだ居宅介護支援事業者が、暫定プランで位置付けられた予防サービスを介護サービスに置き換えて給付管理票を作成し、国保連に伝送します。

（4）請求について

- ・更新後の有効期間開始月中に一連の業務を行った場合は、開始月から支援費および初回加算を請求できることとします。
- ・更新後の有効期間開始月中に一連の業務が行えなかった場合は、ケース①またはケース②を準用してください。

■ケース⑥ 【見込：要支援 → 結果：要介護】

◆地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者が暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が受け持つ場合。

(1) 居宅介護支援事業者の引き継ぎについて

- ・共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」
- ・共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

(2) 本プランの作成について

認定結果を受けたあと、引き続き受け持つ居宅介護支援事業者が改めて一連の業務を行い、本プランを作成します。

- ・ただし、共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」参照
- ・暫定プランからの関わりを支援経過に記録する
- ・本プランの期間の開始日は、暫定プランの開始日を含める（例：9月1日）
- ・同意日は、実際に署名した日（例：9月20日）
- ・居宅届開始日は、更新後の有効期間開始日・暫定プラン開始日（例：9月1日）
- ・利用者、サービス事業所へ本プランの交付

(3) 納付管理について

暫定プランで位置付けられた予防サービスを介護サービスに置き換えて給付管理票を作成し、国保連に伝送します。

(4) 請求について

申請時から同じ居宅介護支援事業者が継続して一連の業務を行っているため、開始月から支援費および初回加算を請求できることとします。

■ケース⑦ 【見込：要支援 → 結果：要介護】

◆介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が受け持つ場合。

※ケース⑥と同様です

3. 新規申請・区分変更申請時に「要介護」を想定したが、申請翌月に 「要支援」の結果が出た場合 【別表3参照】

〈例〉 9月1日：申請日・暫定プラン開始日（見込：要介護）→ 10月15日：認定日
(結果：要支援) → 10月20日：本プラン同意日

■ケース⑧ 【見込：要介護 → 結果：要支援】（結果が月をまたぐ場合）

◆居宅介護支援事業者が、暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受ける場合。

（1）地域包括支援センターへの引き継ぎについて

- 暫定利用前に地域包括支援センターに委託の相談を行い、結果が見込みと異なった場合は委託になることを利用者に説明し同意を得ておく。
 - ・共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」
 - ・共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

（2）本プランの作成について

認定結果を受けたあと、引き続き受け持つ、委託を受けた居宅介護支援事業者が改めて一連の業務を行い、本プランを作成します。

- ・ただし、共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」参照
- ・暫定プランからの関わりを支援経過に記録する
- ・本プランの期間の開始日は、暫定プランの開始日を含める（例：9月1日）
- ・同意日は、実際に署名した日（例：10月20日）
- ・居宅届の開始日は、申請日・暫定プラン開始日（例：9月1日）
- ・利用者、サービス事業所へ本プランの交付

（3）給付管理について

申請月からの給付管理を、地域包括支援センターが行います。

（4）請求について

申請時から同じ居宅介護支援事業者が継続して一連の業務を行っていることから、地域包括支援センターは、申請月分の支援費および初回加算を請求できることとします。

- 居宅介護支援事業者は委託料の報酬あり

■ケース⑨ 【見込：要介護 → 結果：要支援】（結果が月をまたぐ場合）

◆居宅介護支援事業者が暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が「介護予防居宅介護支援事業者」として受け持つ場合。

※ただし、介護暫定プランを予防プランに置き換えた場合に総合事業のみの利用となる場合は不可。

（1）介護予防居宅介護支援事業者への引き継ぎについて

- ・共通事項①「置き換えサービス内容等の同意」
- ・共通事項②「引き継いだ居宅介護支援事業者による暫定プラン作成」

（2）本プランの作成について

認定結果を受けたあと、引き続き受け持つ介護予防居宅介護支援事業者が改めて一連の業務を行い、本プランを作成します。

- ・ただし、共通事項③「サービス事業所への照会によるサービス担当者会議」参照
- ・暫定プランからの関わりを支援経過に記録する
- ・本プランの期間の開始日は、暫定プランの開始日を含める（例：9月1日）
- ・同意日は、実際に署名した日（例：10月20日）
- ・居宅届の開始日は、申請日・暫定プラン開始日（例：9月1日）
- ・利用者、サービス事業所へ本プランの交付

（3）給付管理について

申請月からの給付管理を、介護予防居宅介護支援事業者が行います。

（4）請求について

申請時から同じ居宅介護支援事業者が継続して一連の業務を行っていることから、申請月分の支援費および初回加算を請求できることとします。

■ケース⑩ 【見込：要介護 → 結果：要支援】（結果が月をまたぐ場合）

◆ケース⑧・⑨ の対応ができない場合で、居宅介護支援事業者から暫定プランに係る一連の業務を地域包括支援センターが引き継いだ場合。

※ケース①の「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業者」、「予防」と「介護」を逆に読み替えてください。

■ケース⑪ 【見込：要介護 → 結果：要支援】（結果が月をまたぐ場合）

◆ケース⑧・⑨ の対応ができない場合で、居宅介護支援事業者から暫定プランに係る一連の業務を地域包括支援センターが引き継いだ場合に、その地域包括支援センターが、暫定プランのアセスメントやサービス担当者会議に参加し、居宅と包括が相互に連携をとっていた場合。

※日程調整等が難しい場合は、包括のアセスメントが実施できなくても差し支えない。

※ケース②の「予防」と「介護」、「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業者」を逆に読み替えてください。

**4. 更新申請時に「要介護」を想定したが、更新前の認定有効期間中に結果が出ず、更新後の認定有効期間開始月に「要支援」の結果が出た場合
【別表4参照】**

■ケース⑫ 【見込：要介護 → 結果：要支援】

- ◆居宅介護支援事業者から、暫定プランに係る一連の業務を地域包括支援センターが引き継いだ場合

※ケース⑤の「地域包括支援センター」と「居宅介護支援事業者」、「予防」と「介護」を逆に読み替えてください。

■ケース⑬ 【見込：要介護 → 結果：要支援】

- ◆居宅介護支援事業者が暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから委託を受ける場合。

※ケース⑧の「申請月」を「開始月」に読み替えてください。

■ケース⑭ 【見込：要介護 → 結果：要支援】

- ◆居宅介護支援事業者が暫定プランに係る一連の業務を行っていた場合で、引き続き同じ居宅介護支援事業者が「介護予防居宅介護支援事業者」として受け持つ場合。

※ただし、介護暫定プランを予防プランに置き換えた場合に総合事業のみの利用となる場合は不可。

※ケース⑨の「申請月」を「開始月」に読み替えてください。

【別表1】

1. 新規申請・区分変更申請時に「要支援」を想定したが、申請翌月に「要介護」の結果が出た場合

ケース①	認定月に、地域包括支援センターから一連の業務を居宅介護支援事業者が引き継いだ場合
ケース②	認定月に、地域包括支援センターから一連の業務を居宅介護支援事業者が引き継いだ場合で、その居宅が暫定プランのアセスメント、サービス担当者会議に参加していた場合（都合によりアセスメントに参加できなくても差し支えない）
ケース③	地域包括支援センターから委託を受けていた居宅介護支援事業者が、引き続き受け持つ場合
ケース④	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が、引き続き受け持つ場合

		プラン作成		説明文 ページ	給付管理票作成		支援費請求	
		申請月 【要支援を想定】	認定月 【要介護の結果】		申請月分	認定月分	申請月分	認定月分
①	包括	包括が一連の業務を行い、予防暫定プランを作成	居宅に引継ぎを行う	P.1 P.2				
	居宅		①予防暫定プランを介護暫定プランに置き換えて、介護本プランを暫定プラン開始日より作成する		○	○	×	○ (初回加算)
②	包括	包括が一連の業務を行い、予防暫定プランを作成	居宅に引継ぎを行う	P.1 P.3				
	居宅	(アセスメント実施) サービス担当者会議に参加	①と同じ		○	○	○ (初回加算)	○
③	包括	居宅に委託する		P.1 P.4				
	居宅	委託居宅が一連の業務を行い、予防暫定プランを作成	①と同じ		○	○	○ (初回加算)	○
④	包括	(居宅にケース紹介)		P.1 P.4				
	居宅	介護予防居宅介護支援事業者が一連の業務を行い、予防暫定プランを作成	①と同じ		○	○	○ (初回加算)	○

【別表2】

2. 更新申請時に「要支援」を想定したが、更新前の認定有効期間中に結果が出ず、
更新後の認定有効期間開始月に「要介護」の結果が出た場合

ケース⑤	地域包括支援センターから一連の業務を居宅介護支援事業者が引き継いだ場合
ケース⑥	地域包括支援センターから委託を受けていた居宅介護支援事業者が、引き続き受け持つ場合
ケース⑦	介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者が、引き続き受け持つ場合

		プラン作成		説明文 ページ	給付管理票作成		支援費請求	
		更新前 【要支援を想定】	更新後の認定有効期間開始月 【要介護の結果】		開始月分		開始月分	
⑤	包括	更新前に包括が一連の業務を行い、更新後の予防暫定プランを作成	居宅に引継ぎを行う	P.1 P.5				
	居宅		⑤予防暫定プランを介護暫定プランに置き換えて、介護本プランを暫定プラン開始日より作成する		○		○ (初回加算)	
⑥	包括	居宅に委託する		P.1 P.6				
	居宅	更新前に委託居宅が一連の業務を行い、更新後の予防暫定プランを作成	⑤と同じ		○		○ (初回加算)	
⑦	包括	(居宅にケース紹介)		P.1 P.6				
	居宅	更新前に介護予防居宅介護支援事業者が一連の業務を行い、更新後の予防暫定プランを作成	⑤と同じ		○		○ (初回加算)	

ケース⑤は、更新後の認定有効期間開始月中に、引き継いだ居宅において一連の業務が行えなかった場合は、ケース①またはケース②を準用してください。

【別表3】

3. 新規申請・区分変更申請時に「要介護」を想定したが、申請月翌月に「要支援」の結果が出た場合

ケース⑧	居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受け、引き続き受け持つ場合		
ケース⑨	居宅介護支援事業者が、介護予防居宅介護支援事業者として、引き続き受け持つ場合		
ケース⑩	認定月に、居宅介護支援事業者から一連の業務を地域包括支援センターが引き継いだ場合		
ケース⑪	認定月に、居宅介護支援事業者から一連の業務を地域包括支援センターが引き継いだ場合に、包括が暫定プランのアセスメント、サービス担当者会議に参加していた場合（都合によりアセスメントに参加できなくても差し支えない）		

		プラン作成		説明文 ページ	給付管理票作成		支援費請求	
		申請月 【要介護を想定】	認定月 【要支援の結果】		申請月分	認定月分	申請月分	認定月分
⑧	包括		・利用者と契約 ・暫定を対応した居宅に委託する	P.1 P.7	○	○	○ (初回加算)	○
	居宅	居宅が一連の業務を行い、介護暫定プランを作成	⑧介護暫定プランを予防暫定プランに置き換えて、予防本プランを暫定プラン開始日より作成する（委託居宅が行う）				(委託料)	(委託料)
⑨	包括			P.1 P.8				
	居宅	居宅が一連の業務を行い、介護暫定プランを作成	⑧と同じ (介護予防支援事業者が行う)		○	○	○ (初回加算)	○
⑩	包括		⑧と同じ (包括が行う)	P.1 P.8	○	○	×	○ (初回加算)
	居宅	居宅が一連の業務を行い、介護暫定プランを作成	包括に引継ぎを行う					
⑪	包括	(アセスメント実施) サービス担当者会議に参加	⑧と同じ (包括が行う)	P.1 P.9	○	○	○ (初回加算)	○
	居宅	居宅が一連の業務を行い、介護暫定プランを作成	包括に引継ぎを行う					

ケース⑨は、利用していたサービスを予防に置き換えた時に総合事業のみになる場合は、介護予防支援の対応は不可。

【別票4】

4. 更新申請時に「要介護」を想定したが、更新前の認定有効期間中に結果が出ず、
更新後の認定の認定有効期間開始月に「要支援」の結果が出た場合

ケース⑫	更新後の認定の有効期間開始月に、居宅介護支援事業者から一連の業務を地域包括支援センターが引き継いだ場合
ケース⑬	居宅介護支援事業者が、地域包括支援センターから委託を受け、引き続き受け持つ場合
ケース⑭	居宅介護支援事業者が、介護予防居宅介護支援事業者として、引き続き受け持つ場合

		プラン作成		説明文 ページ	給付管理票作成		支援費請求	
		更新前 【要介護を想定】	更新後の認定有効期間開始月 【要支援の結果】		開始月分		開始月分	
⑫	包括		⑫介護暫定プランを予防暫定プランに置き換えて、予防本プランを暫定プラン開始日より作成する（包括が行う）	P.1 P.10	○		○ (初回加算)	
	居宅	更新前に居宅が一連の業務を行い、更新後の介護暫定プランを作成	包括に引継ぎを行う					
⑬	包括		・利用者と契約 ・暫定を対応した居宅に委託する	P.1 P.10	○		○ (初回加算)	
	居宅	更新前に居宅が一連の業務を行い、更新後の介護暫定プランを作成	⑫と同じ (委託居宅が行う)				(委託料)	
⑭	包括			P.1 P.10				
	居宅	更新前に居宅が一連の業務を行い、更新後の介護暫定プランを作成	⑫と同じ (介護予防支援事業者が行う)		○		○ (初回加算)	

ケース⑫は、更新後の認定有効期間開始月中に、引き継いだ包括において一連の業務が行えなかった場合は、ケース①またはケース②を準用してください。

ケース⑭は、利用していたサービスを予防に置き換えた時に総合事業のみになる場合は、介護予防支援の対応は不可。